

# 第 190 回

## 静岡県都市計画審議会

### 議 事 録

と き 令和6年10月8日（火） 午後1時30分から

ところ 静岡県庁西館4階第一会議室

午後1時30分開会

○**司会** お待たせいたしました。ただ今から第190回静岡県都市計画審議会を開会いたします。現時点におきまして、増田委員のWeb参加が少々遅れておりますが、進めたいと思います。

本日の審議会には22名中、現時点において15名の委員に出席いただいております。静岡県都市計画審議会条例で定める定足数に達していることを報告いたします。

それではまず、交通基盤部長の森本より御挨拶を申し上げます。

○**森本交通基盤部長** 皆様こんにちは。委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。

今年元旦の能登半島地震を受けまして、この地震で多くの教訓を受けました。特に半島地域における災害対応の難しさや、迅速な復旧復興の必要性などを再認識したところでございます。伊豆半島のように被災地と同様の半島地域を有する県ということで、今回の災害は他人事ではございません。

静岡県では、職員の被災地派遣による人的・技術的支援を通して災害対応の知見を蓄えるとともに、本県対応の点検を行うなど、県民の安心安全を確保するための取組を行っております。

都市計画分野におきましては、平時から災害が発生した際のことを想定し、災害に強いまちづくりを進めるとともに、被災後の復興の方針を定める事前復興まちづくり計画の策定を加速させるよう取り組んでおります。

本日御審議いただく議案は、建築基準法の規定に基づくもの2件でございます。また、報告事項といたしまして、浜松湖西豊橋道路の環境影響評価方法書手続きについて説明させていただきます。

最後に人口減少やDXの普及・広がり等による人々の生活様式の変化といった社会情勢に対応しまして、県民が豊かで安全安心な暮らしを実感できる持続可能な都市の実現に向けて、委員の皆様には引き続き御指導、御支援をお願いいたします。

以上、簡単でございますが、私の挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。

○司会 交通基盤部長はこの後所用により退出させていただきます。

次に、委員の異動等について報告いたします。本日お配りしました資料の2枚目、委員名簿を御覧ください。初めに市町の議会の議長を代表するものとして、富士市議会議長の小池智明様、東伊豆町議会議長の笠井正明様にそれぞれ御就任いただきました。小池様、笠井様は本日欠席されております。

次に関係行政機関の職員として関東農政局長の安東隆様に、臨時委員として中部運輸局長の中村広樹様、東海財務局静岡財務事務所長の山口恒様、静岡県警察本部長の津田隆好様にそれぞれ御就任いただきました。本日はいずれの方も代理の方に御出席をいただいております。

また、農業分野の委員として長年御尽力いただきました、遠藤一恵様が先月御逝去され、農業分野の委員が欠員となっておりますことを報告いたします。委員の欠員につきましては、今後の審議会開催に向け選任を進めてまいります。

(資料確認)

次に、資料の確認をお願いいたします。

本日の審議に使用する資料は、「提出議案」「提出議案附図」桃色表紙の「当日配付資料①」緑色表紙の「当日配付資料②」です。

また、会場出席の委員の皆様には、令和6年度の静岡県交通基盤部都市局の事業概要をまとめたパンフレットをお配りしております。

不足等ございましたら、お近くの事務局職員までお申しつけください。

本県では、会議資料の電子化・ペーパーレス化を推進しており、当審議会でも会議資料の電子化・ペーパーレス化に取り組んでまいります。

今回の会議につきましては、前回の会議と同様に、会議資料を保存したタブレット端末に加えて、紙の資料も御用意させていただきましたので、必要に応じて御活用ください。

(端末操作方法の説明)

次に端末の操作方法について説明いたします。委員の皆様には御用意しておりますタブレット端末では「次第」「議案書」「附図」「当日配付資料①」「当日配付資料②」を御覧いただくことができます。初期の表示では画面にそれらの資料が並んでおりますので、確認したい資料をタップして選択していただきます。

資料選択ページに戻る場合は、画面左下の左向きの三角、戻るボタンをタップ

します。各資料画面上で指を右から左へスライドすることでページを進め、左から右にスライドすることで戻ることができます。また、画面は2本の指で拡大縮小することもできます。画像の読み込みが遅い場合もございますので、必要に応じて紙の資料も御覧ください。

操作方法の説明は以上です。操作方法で不明な点がございましたら、お近くの職員へお声かけください。

(委員への発言方法等の説明)

本日の審議会につきましては、一部Webを併用した会議となっております。会場内の委員におかれましては、発言の際に挙手の上、議長の指名後、マイクを用いて発言をお願いいたします。

Web出席の委員におかれましては、zoomアプリの挙手機能を使用して挙手をお願いいたします。議長の指名後ミュートを解除し、御発言をお願いいたします。また、発言時以外はミュート設定によりマイクオフをお願いいたします。

御発言が終わりましたら、手を下げるボタンを押していただくよう、御協力をお願いいたします。

次に会議の公開についてです。本日の会議は公開とし、後日議事録を公開いたしますので御了承ください。事務局からは以上です。

この後の議事進行は、審議会運営規程第6条に基づき森本会長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○森本会長 皆さんこんにちは。最初に審議会を代表しまして、遠藤様の御冥福を心からお祈りいたします。

それでは、ただいまから議案の審議に入ります。円滑な議事進行につきまして、皆様の御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。傍聴される方に申し上げます。傍聴者は「傍聴の留意点」を守り、静粛をお願いいたします。

また、本日の議事録署名でございますが、私のほか濱田六法委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

本日の提出議案は、議案書の1ページの案件概要にありますとおり、建築基準法の規定に基づくものが2件でございます。

《第1号議案》

最初に第1号議案「特殊建築物の敷地の位置」を上程します。

審議会運営規程第7条に基づき、事務局に説明を求めます。

○鈴木建築安全推進課長 建築安全推進課の鈴木と申します。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

本日の1号議案でございます。新東海製紙株式会社及び株式会社レックスから県に申請されました建築基準法第51条ただし書許可に関する本議案の内容について説明させていただきます。

本案件は、建築基準法第51条ただし書許可にかかる特殊建築物の敷地の位置について御審議をお願いするものでございます。

まず、当該許可の概要について説明させていただきます。ピンク色の表紙の当日配布資料①の資料①-1を御覧ください。

建築基準法第51条ただし書許可は、都市計画区域内で卸売市場や火葬場、汚物処理場、ゴミ焼却場など、いわゆる迷惑施設を建築する場合は、都市計画でその位置を決定していなければ建築することができません。しかしながら、ただし書にある通り、例外として都市計画審議会の議を経て、特定行政庁が許可した場合は建築することができるとされております。

資料①-2を御覧ください。建築基準法施行令の抜粋になりますが、第130条の2の2において許可対象となる処理施設が定められております。第2号イにおいて、廃棄物処理法に掲げる産業廃棄物処理施設が定められているため、建築基準法第51条許可が必要となります。

続きまして、資料①-3を御覧ください。同じく建築基準法施行令の抜粋になりますが、130条の2の3において緩和規定があります。工業地域、工業専用地域内においては許可が必要となる処理施設の能力が、イの汚泥の脱水施設は30㎡、チの廃プラスチック類の破碎施設は6tまで緩和されております。

次のページ資料①-4を御覧ください。この51条許可の手続きの概要を示したものになります。

大きく3つの法令が関係しており、左側が都市計画法、中央が建築基準法、右側が廃棄物処理法の手続きを示しております。当該許可を受けたい場合、まず都市計画上の判断や廃棄物処理法の許可の必要性や可能性を確認した後、建築基準法と廃棄物処理法の許可の手続きを並行して進めてまいります。

建築基準法第51条の許可については、現地調査や関係各課と協議を行い、廃棄

物処理法の許可手続きの一環として行われます、地元からの意見や環境に対する影響を確認の上、都市計画審議会の議を経た後、廃棄物処理法の許可と同時に許可を行います。

なお、本申請は産業廃棄物の処理である廃プラスチックの破碎、汚泥の脱水処理を行う施設の新設に該当するため、県の都市計画審議会の議を経る必要があります。

それでは提出議案 3 ページを御覧ください。

申請者は新東海製紙株式会社 代表取締役大竹一広、株式会社レックス 代表取締役今井敏雄の連名申請となっております。なお、新東海製紙とレックスはグループ会社の関係になります。敷地の位置は島田市向島町4379番地外62筆となっております。敷地面積は敷地面積は461,834.99㎡でございます。

今回の計画は、老朽化による10号ボイラーから13号ボイラーへの建て替えに伴い、13号ボイラーの建設予定地にある10号ボイラーの前処理設備である破碎機と脱水機を移設することにより、新たに産業廃棄物処理施設として廃棄物処理法の産業廃棄物処理施設設置許可が必要な施設となるため、今回、法第51条の許可を要することとなりました。

また、破碎後の廃プラスチック類・脱水後の汚泥は、ボイラーの燃料として使用し、熱回収により紙の製造工程の乾燥工程にて熱処理される計画となっております。

今回の許可対象となるB破碎機の処理能力は1日あたり廃プラ72.00 t、C破碎機の処理能力は1日あたり廃プラ49.2 t、脱水機の処理能力が1日あたり60.87㎡で、許可を必要とする処理能力である、廃プラ破碎6 t/日、汚泥脱水30㎡/日を超えるため、許可が必要となりました。

提出議案附図 2 ページ「位置図」を御覧ください。

申請地は、図面中央の赤線で囲われた部分になります。大井川沿いにありまして、敷地中央を JR 東海道線が通っております。用途地域は工業専用地域となっております。申請地への搬出入経路については、搬入車両を赤色の矢印、搬出車両を青色の矢印で表示しており、敷地南東側にある出入口より搬出入を行います。

続きまして附図 3 ページ「付近見取図」を御覧ください。

申請地は赤線で囲まれた部分です。敷地は、南側に工場、北側には住宅地が広がっています。

申請地への搬出入経路については、搬入車両は赤色の矢印、搬出車両は青色の矢印で表示しています。搬入、搬出ともに、横井旗指線を経由して敷地に入ります。直近の民家は、申請地から北側の緑色で着色して示している箇所になり、今回の産業廃棄物処理施設の設置箇所からは375m程度離れています。

続いて附図4ページ「現況写真」を御覧ください。

配置図の数字と矢印は、写真番号と撮影方向を示しています。写真①～⑥は、搬出入車両出入口の状況です。写真②、⑤が敷地への出入口となる場所の写真となります。

続いて附図5ページの写真①～⑥は搬出入車両出入口から破砕機・脱水機設置箇所までの経路を撮影した写真となります。

続いて、6ページの写真A～Dは、今回破砕機・脱水機を移設する箇所の状況を撮影した写真となります。

附図7ページ「配置図－1」を御覧ください。

図面右上の凡例にて図上に示している箇所が、今回の申請に係る施設になります。10号ボイラーを13号ボイラーの場所へ建て替えるに当たり、13号ボイラー建設地にある破砕機・脱水機を赤丸の箇所へ移設する計画となります。処理施設である10号ボイラーや13号ボイラー、破砕機、脱水機は敷地の中央部や大井川沿いの周辺住民への影響は比較的少ない場所に計画されております。

附図8ページ「配置図－2」を御覧ください。

破砕機・脱水機設置箇所には、休憩室、電気室等の建築物があります。廃プラスチック類は緑色、汚泥がオレンジ色の各矢印のルートで処理が行われ、処理後は青色の矢印のルートでボイラーの燃料として再利用される計画となっております。

最後に、本計画が周辺に及ぼす影響について説明します。当日配付資料①－5と併せて御確認ください。

まず、この計画における交通量の影響についてですが、既存施設の敷地内における更新であり、搬出入車両の増加は見込まれないため、交通量の影響は少ないと考えております。

また、敷地周辺には小中高等学校は無く、最も近い学校施設は島田市立島田第2小学校であり、直線距離で約1,100mの距離があり、生活影響調査の結果をみても、騒音や環境等に支障はないものと考えております。

環境対策としましては、生活環境影響調査で、大気質、騒音、振動、悪臭について評価を行い、周辺環境に及ぼす影響は小さく、各項目環境保全目標の基準値以下となることが確認されています。

なお、廃棄物処理法による施設の設置許可に係る手続きについては、別途本許可申請と並行して進められております。

最後に、周辺住民や自治会に対しては、事業計画と生活環境影響調査結果を説明しており、了解をいただいていると聞いております。

これらのことから、周辺の土地利用状況、本施設の周辺に及ぼす影響等を総合的に勘案した結果、本施設の敷地の位置は都市計画上支障がないと認め、許可したいと考えております。

以上で説明を終わりにいたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○**森本会長** はい、ありがとうございます。ただ今の説明につきまして御意見、御質問ございますでしょうか。

オンラインの亀井委員から手が挙がっているかと思えます。亀井委員、よろしく願いいたします。

○**亀井委員** はい、ありがとうございます。亀井です。一つ質問させていただきたいと思えます。

附図で計画の搬出入経路を提示していただいておりますが、先ほどの説明でも搬出入に伴うその車両の増加があまり多くはないということを説明いただきましたが、現在の搬出入経路は、今回示していただいているものと変わらないということよろしいでしょうか。

○**鈴木建築安全推進課長** 搬出入経路の変更はあるかとのお問い合わせかと思えますが、現在も今回の計画後も特に変更はございません。以上になります。

○**亀井委員** はい、かしこまりました。ありがとうございます。

○**森本会長** 他にございませんでしょうか。それでは他にないようですので、採決に移りたいと思えます。第1号議案につきましては原案を了承することに異存はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○森本会長 異存がないようですので、第1号議案については原案を了承することといたします。ありがとうございました。

《第2号議案》

○森本会長 それでは第2号議案に移ります。「特殊建築物の敷地の位置」を上程いたします。こちらも事務局に説明を求めます。

○鈴木建築安全推進課長 引き続き、建築安全推進課鈴木から説明させていただきます。

株式会社静勝から県に申請された建築基準法第51条ただし書許可に関する本議案の内容について説明いたします。本案件は、建築基準法第51条ただし書許可にかかる特殊建築物の敷地の位置について御審議をお願いするものです。

それでは、提出議案5ページ「建築物の概要書」を御覧ください。

申請者は、株式会社静勝代表取締役勝亦豪志、敷地の位置は御殿場市保土沢字夏刈1157-206他となっており、敷地面積は7,304.40㎡です。

今回の計画は、これまで建築基準法第51条許可が必要な処理能力の基準値以下でがれきの破碎事業を行っている敷地において、破碎機を追加することで基準値以上の処理能力となり、廃棄物処理法上の産業廃棄物処理施設を設置する計画であり、今回初めて法第51条の許可を要することとなりました。

破碎機の処理能力は1日あたり、既存72t/日、新設1,208t/日の計1,280t/日で、建築基準法第51条許可を必要とする処理能力である1日あたり100tを超えるため、法第51条許可が必要となりました。

なお、既設の破碎機につきましては、今回の申請破碎機設置後に撤去する計画となっています。

附図9ページ「広域位置図」を御覧ください。

申請地は、図面下部の赤色の部分で、用途地域は工業専用地域となっております。申請地への搬出入経路については、搬入車両を赤色の矢印、搬出車両を青色の矢印で表示しています。

続きまして附図10ページ、「付近見取図」を御覧ください。

申請地は図面中央の赤ハッチで囲まれた部分です。敷地周辺には、ピンク色示した工場が立地し、敷地南西側には約120m離れた場所に緑色で示した住宅地、

北東側に約140m離れて赤色で示した障害者支援施設が立地しております。

申請地への搬出入経路については、搬入車両は赤色、搬出車両は青色の矢印でそれぞれ表示しています。搬入、搬出ともに、敷地北側の市道4102号線及びその接続先の市道237号線を経由して敷地に入ります。

直近の民家は、申請地から西側の緑色で着色している箇所になり、今回の計画については事前に地元自治会、近隣住民へ説明を行い、事業内容について了解を得ております。

続いて附図11ページ「周辺状況写真」を御覧ください。

配置図の数字と矢印は、写真の番号と撮影方向を示しております。周辺には、比較的広い道路が整備されております。

附図12ページ「計画施設配置図」を御覧ください。

敷地内の建物は、既存としてピンク色で着色されている、事務所棟、工場棟1～3があります。破碎機は赤色で図示されており、右側が既存の破碎機、左側に破碎機を新設する計画となっております。

赤色の矢印のルートで破碎機へがれきの搬入を行い、青色のルートで処理後のがれきを搬出する計画となっております。

計画が周辺に及ぼす影響について説明させていただきます。当日配付資料①-5と併せて御確認ください。

なお、表示に誤りがありましたのでこの場で訂正させていただきます。大気質の項目につきまして、「予測値」と「目標値」について、「現況から悪化しない」とする記載が正しい表示になります。

まず、この計画における交通量の影響についてですが、当該施設は既存で存在する施設であり、今回許可取得に伴い搬出入車両が1日あたり10台程度増加する計画となっておりますが、周辺道路の交通量調査結果から、搬出入経路である周辺道路の交通量は1日あたり5,000台程度であり、周辺交通への影響は少ないものと考えております。

小中高等学校は敷地周辺にはなく、一番近い学校は市立原里小学校で約1.6kmの距離があり、敷地北東約140mの位置に社会福祉施設がありますが、生活影響調査の結果をみても、騒音や環境等に特に支障はないものと考えております。

環境対策としては、生活環境影響調査で、大気質、騒音、振動について評価を

行い、支障が無いことが確認されています。

なお、廃棄物処理法による施設の設置許可に係る手続きについては、別途、本許可と並行して進められております。

最後に、周辺住民や自治会に対しては、事業計画等を説明しており、了解をいただいていると聞いております。

これらのことから、周辺の土地利用状況、本施設の周辺に及ぼす影響等を総合的に勘案した結果、本施設の敷地の位置は都市計画上支障がないと認め、許可したいと考えております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○森本会長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明につきまして御意見、御質問ございますでしょうか。

オンラインの方も特にないようですので、採決に移りたいと思います。第2号議案につきまして、原案を了承することに異存はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○森本会長 異存がないようですので第2号議案については原案を了承することといたします。

本日付議されました議案の審議は以上で終了いたしました。審議結果につきましては、原案のとおり異存のない旨を、知事に答申いたします。

御協力ありがとうございます。

#### 《報告事項》

○森本会長 次に、次第の3報告事項に移ります。最初に事務局から報告をお願い致します。

○海野都市計画課長 都市計画課長海野です。私からは報告事項の「浜松湖西豊橋道路・環境影響評価・方法書」について説明いたします。

本道路につきましては、将来的に、都市計画決定を予定しており、その際には、委員の皆様方に、御審議をお願いする案件でございます。本日は、現在実施している環境影響評価手続きの状況について報告いたします。説明は着座にて失礼いたします。

スクリーン又は緑色の表紙、当日配布資料②を御覧ください。2ページ目をお願い致します。

はじめに「浜松湖西豊橋道路」の概要を説明します。

本道路は、浜松市浜名区の東名高速道路の三ヶ日ジャンクションから湖西市を經由し、愛知県豊橋市の三河港までを結ぶ延長約26kmの道路です。

現在、国の新広域道路交通計画にて広域道路ネットワーク路線に位置づけられている道路です。旗揚げにありますように、湖西市区間を静岡県が、浜松市区間は浜松市が、豊橋市区間は愛知県が、都市計画決定を行う予定です。

3 ページをお願いします。この道路の静岡県区間の概要です。

都市計画対象道路事業の種類としては、高速自動車国道または一般国道、静岡県内の延長は約13km、車線数は4車線となります。その他の道路構造等は記載のとおりでございます。

4 ページをお願いします。本道路の静岡県内の拡大図です。この図面は右上が北となります。図の右側には、赤い線で示した東名高速道路及び新東名高速道路引佐連絡路があります。この交差部である三ヶ日ジャンクションから愛知県境に向かって、黒色の囲みで表示している細長い区域内を道路が通る計画です。

なお、この区域内には工事用道路や工事ヤードも含まれる予定で、概ねの幅は約1kmとなります。ジャンクション接続部は直径2.4kmの円の形状としています。

この幅の中には、環境上配慮すべきものとして、湖西市の区間においては、天然記念物のトキワマンサク群生地、紫色で示した埋蔵文化財包蔵地、嵩山や弓張山地からの眺望等が存在します。

また、浜松市の区間においては、オレンジ色で示したみかん畑が数多く存在します。

5 ページをお願いします。この道路の目的です。

三遠地域の連携機能強化に寄与することを目的としており、具体的には、図に示した物流・防災・観光・事故の4つの目的を掲げています。

6 ページをお願いします。環境影響評価法第38条では、一定以上の事業を都市計画に定める場合は、都市計画手続きと併せ、都市計画決定権者である静岡県、浜松市及び愛知県が、事業者によって環境影響評価を行うこととなっております。現在事業者は未定であり、高速自動車国道となるか一般国道となるか決まっていますが、車線数4車以上かつ10km以上の道路であり、第1種事業として手続きを進めています。

7 ページをお願いします。これまでの経緯と今後の予定です。

国により、令和3年11月のルート帯（案）公表、令和4年3月のルート帯決定を受け、現在、環境影響評価方法書の手続きを進めているところです。

8 ページをお願いします。次に環境影響評価について詳しく説明します。

環境影響評価とは、事業の内容を決めるにあたって、環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、地域住民の方々、地方公共団体などから意見を聞き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、より良い事業計画を作り上げていくという制度です。具体的には、①配慮書、②方法書、③準備書、④評価書という4つの段階があります。

最初の手続きである配慮書は、国により令和3年12月に完了しており、現在は、赤字で示した方法書の段階です。

方法書とは、環境影響評価を、どのような項目について、どのような手法で、調査、予測、評価をしていくのか、という計画を示すものです。

この後、調査・予測・評価、環境保全措置の検討結果を示し、環境保全に関する考え方を示した準備書をまとめ、公表します。

その後、必要に応じて準備書の内容を見直し、最終的に評価書を作成するといった流れです。

9 ページ及び10ページをお願いします。環境影響評価を行う項目は、国土交通省や静岡県及び浜松市の環境影響評価技術指針を参考に、事業特性及び地域特性を勘案し選定しました。

表のとおり、横軸は工事の実施時と供用時に区分しています。縦軸は大気環境、水循環、土壌、動植物など環境要素ごとに区分しています。丸印が環境影響評価を行う項目です。

11ページ及び12ページをお願いします。調査地点は環境影響評価の項目ごとの調査・予測の概要を表に示しています。

国土交通省令や技術基準等に定められた手法に基づき、適切に行ってまいります。

13ページをお願いします。評価の手法としましては、事業を行った場合の環境への影響について、事業者によりできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全への配慮が適正になされているかどうか

について評価を行います。

14ページをお願いします。方法書の手続きの流れについて説明します。

令和6年7月の方法書作成後、令和6年7月19日から8月19日の1ヶ月間、公告・縦覧及び地元説明会を開催しました。また、方法書に対する意見募集を、9月2日までの1ヶ月半の間行いました。

15ページを御覧ください。提出された意見書の概要です。

4名4件の意見が提出されました。1件目は、早期の事業化を望むといった内容です。2件目～4件目は、道路整備による自然破壊、環境破壊は望まないといった意見です。

もう一度14ページにお戻りください。

この意見を、静岡県環境影響評価審査会に先立ち、9月20日に県環境局に送付したところです。10月、11月に予定されている審査会での答申後、環境保全の見地からの知事意見が送付され、環境アセスメントを実施します。

説明は以上となります。

○森本会長 はい、ありがとうございます。それではただいまの報告でございますが、皆様の方から御質問、御意見等ございますでしょうか。はい、中谷委員。

○中谷委員 浜松市選出の県議会議員という立場として、浜松湖西豊橋道路は市町の名称を付けた道路ですが、随分以前から期成同盟会等々で建設促進をお願いしてきたという経緯があったと承知をしています。

この道路は、三遠南信道路、東名、現在開通している新東名、愛知県の国道23号、これらと広域道路ネットワークを形成して産業振興や物流の効率化、災害時に対する支援活動等でも大いに効果を発揮するという思いがございまして、地域の方も期待が大きいのではないかなというふうに思っております。

そこで、説明会を行ったということですが、住民説明会でどのような質疑応答があったのかということ、また、この道路整備ができれば、民間の宅地を含めてインターチェンジ周辺の土地利用、これも併せて考えていく必要があるのではないか。いずれこの都計審に諮るということですが、それも合わせてお考えを伺いたい。以上です。

○海野都市計画課長 はい、お答えします。まず、最初に説明会の開催状況につ

いてです。スクリーン出していただけますか。

こちら説明会の開催状況になります。県内では7月21日日曜日に湖西市内で、翌週の28日に浜松市浜名区で合計2回開催しました。湖西市での説明会では11名が、浜松市では34名の住民が参加していただきました。実際に説明会に参加した住民からの主な質問意見ですけど、開通を期待している県民から「事業はいつ完成するのか」といった質問が複数ございました。

これに対しまして、「環境影響評価の手続きに数年を要すること。また、事業の完成時期については未確定要素が多くあるため、具体的な完成時期は現時点では未定です。」と答えました。

次に調査内容についての質問ですが、「地下水が地下をどのように流れていくか」、「どういった調査をするのか」といった質問がございました。これに対しましては、「地下水の調査は、先ほどのルート帯の中で今後詳細が決まった後に、ルート周辺の井戸や湖沼の水位を調査します。」と回答をしました。

また、3つ目、「動物の行動範囲は広域にわたるが、動物にGPSをつけて調査を行うようなことも考えているのか」といった質問もございました。

これに対しましては、「動物にGPSをつけることは現時点では想定はしていません。ただし、有識者に意見を聞きながら、現地調査を行い、観測し、生息状況をしっかりと確認していくこと、具体的な調査手法につきましては、次の段階である準備書の手続きの中でしっかりと示していきます。」という回答をして理解をいただきました。

全部示していると時間がないので、次に周辺の土地利用についてお答えいたします。

この道路におけるインターチェンジについては、スクリーンに黒い丸で示している通り、県内では浜松市内に1か所、湖西市内に1か所検討しています。現在、湖西市ではインターからのアクセス道路やインターチェンジ周辺の土地利用の検討について着手したというふうに聞いております。

アクセス道路や土地利用に関する都市計画についても本線と並行して検討していき、地元湖西市さんの意向も踏まえながら適切に対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○中谷委員 先の長い話ですが、30年ぐらい前からこういった計画のお話はずっ

と伺っており、ぜひよろしく願いいたします。

○森本会長 それでは報告事項でございますので、以上にしたいと思います。

それでは本日の議題はこれで全て終了いたしました。御協力どうもありがとうございました。進行を事務局へお返ししたいと思います。ありがとうございました。

○司会 本日は Web 形式併用とし、会場の委員の皆様には電子データを利用した会議といたしましたが、皆様の御協力により無事に進行することができましたことにお礼申し上げます。委員の皆様のお手元のタブレット端末につきましては、終了の操作は不要です。

それでは、以上をもちまして、第190回静岡県都市計画審議会を閉会いたします。次回の会議は日程が決まり次第、皆様に連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

午後 2 時30分閉会